平成２６年（フ）第１００号
大阪府岸和田市土生町722番地の５
債務者　林　　昇
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
大阪府和泉市池田下町1094番地の２レオパレス和泉アベニール204、前住所大阪府富田林市須賀１丁目１番８号
債務者　冨賀万裕子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
埼玉県本庄市今井325番地２　エムロード207号室
債務者　福島　明美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４号
愛知県犬山市富岡新町２丁目21番地　コーポ高木Ａ棟202
債務者　塩津　哲一
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７号
鹿児島県奄美市名瀬幸町３番11号　301号
債務者　東　まどか
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１０５号
仙台市若林区大和町５丁目６番３―602号
債務者　熊坂トミ子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
仙台市青葉区宮町４丁目１番17号
債務者　三島　栄子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
仙台市若林区大和町５丁目11―22　パレスＲＸ大和町604、住民票上の住所仙台市若林区六丁の目南町11番15号
債務者　本田百合子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
福島県いわき市錦町作鞍127番地の３
債務者　中西　　翔
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７４号
岐阜県山県市洞田578番地２
債務者　山内　民子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３００号
大津市大平１丁目11番Ｄ―307号、前住所大津市南郷５丁目９番20号
債務者　佐野　　明
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
滋賀県甲賀市水口町貴生川２丁目62番地―203号、前住所滋賀県東近江市宮川町683番地92
債務者　ピント　オズマルこと　ＴＥＩＸＥＩＲＡ　ＰＩＮＴＯ　ＯＳＭＡＲ　ＥＩＴＩ
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
大津市唐崎１丁目26番18―406号　メゾン唐崎
債務者　左近　正俊
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
滋賀県草津市東草津２丁目１番11号
債務者　高島　　智
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
滋賀県草津市東草津２丁目１番11号
債務者　高島　真美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
滋賀県草津市東草津１丁目２番36号
債務者　峯本　直美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６０号
大津市向陽町14番８号
債務者　林　美樹子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大津地方裁判所民事部